14　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　（略）

二　選定事業者が整備法第二十一条第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のものに限る。）の変更の認定（整備法第十六条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
整備法第二十条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額	二十年間
（略）	

（地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第五条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一～四　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一～三	（略）	（略）
四　出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十九分の千百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力（キロワットで表した量をいう。以下この項において同じ。）に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であって、法第十条第一項の変更の認定（この項第二号から第四号までに掲げる変更の認定に限る。）前に当該設備に従前適	十五年間

14　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　（略）

二　選定事業者が促進法第十八条第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のものに限る。）の変更の認定（促進法第十三条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額	二十年間
（略）	

（地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第五条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一～四　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一～三	（略）	（略）
四　出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十九分の千百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力（キロワットで表した量をいう。以下この項において同じ。）に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額	十五年間